## 誓約書

記

- 一. 課外活動団体の部員・サークル員(以下部員とする)をまとめ、学則その他諸規則・規程を遵守します。
- 二. 学内・学外を問わず、社会常識を逸脱する行為は行いません。また、全部 員への指導を徹底します。
- 三. 未成年者による飲酒・喫煙は法律に違反する行為であり、絶対にこれらを行いません。また、「イッキ飲み」などの生命に関わる危険な行為は一切行わないほか、団体の構成員がこれを行おうとした場合は、制止します。
- 四. 新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じたうえで、活動を行います。
- 五. その他、学友会総務部・大学からの通達に従います。
- 六. 上記に事項に違反した場合は、団体を解散し、団体の代表として相応の処分を受けます。

以上

学友会公認団体として、上記事項に従うことをここに誓約いたします。

<del>/                                    </del>		Н
年		-
<del></del>	/ 1	

団体名	
代表者名	印